

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月2日 14時04分ごろ
発生場所	群馬県大泉町の利根川 古海三等三角点から真方位153°980m付近 (概位 北緯36°13.5′ 東経139°24.4′)
事故の概要	水上オートバイ 1200STX-R ^{エスティエックスアール} 及び水上オートバイBTF-15 ^{ビーティーエフ} は、共に遊走中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ 1200STX-R、0.1トン 220-22342 栃木、個人所有 B 水上オートバイ BTF-15、0.1トン 235-48675 埼玉、個人所有
乗組員等に関する情報	A 操縦者A、操縦免許 なし B 船長B、一級小型・特殊
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部から右舷船尾部までの外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	A 船は、操縦者Aが1人で乗り、利根川を遊走中、操縦者Aが前方から接近するB船を目前に認めたもののどうすることもできず、B船と衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、利根川を遊走中、船長Bが、前方から接近するA船を認め、安全に通過できると思い航行していたところ、A船と衝突した。
分析	A 船は、利根川で遊走中、操縦者Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、前方から接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 操縦者Aは、特殊小型船舶操縦免許を受けていなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。 B 船は、利根川で遊走中、船長Bが、前方から接近するA船を認めた際、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船と安全に通過できると思い、A船と衝突のおそれがある態勢で航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、利根川において、A船及びB船が共に遊走中、操縦者A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 特殊小型船舶操縦免許を受けていない者は、水上オートバイを操縦しないこと。